

休眠預金等活用審議会ヒアリング 提出資料

平成29年7月12日（水）

分野②：日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者の支援に係る活動

- ・株式会社アイエスエフネット
- ・認定 NPO 法人みやぎ発達障害サポートネット
- ・一般社団法人社会的包摂サポートセンター
- ・特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
- ・特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会、特定非営利活動法人すまい・まちづくり支援機構

平成29年6月30日

内閣府休眠預金等活用担当室 御中

株式会社アイエスエフネット

休眠預金等活用に関するヒアリング資料について

当社では、いわゆる生活困窮者をはじめとした通常では働くことが困難と思われる方々（以下、対象者と称します）を雇用し、対象者を継続して就労させることで雇用の安定と生活の保障を図る活動を行っております。当社では当該活動の一環として、定例会議等（本文最下部の参考資料を参照）にて対象者一人ひとりの状況を確認し最適な職場環境を提供するための活動を行っておりますが、本活動を通して当社が考える様々な課題を下記に提示させていただきます。

記

質問事項1 貴団体の活動（研究・資金提供・中間支援）を通じ、何が優先的に解決すべき社会課題と考えますか。

①会社への出社自体が困難な場合

企業の立場としては、まずは対象者に就労して頂くことがなによりも大事ですが、気力がない等の理由により出社もままならない方が比較的多数おります。こういった徐々に就労意欲が低下し結果的に出社自体ができなくなる対象者に対しては、継続支援が困難な状況であります。

②出社自体は出来るが、最低賃金の保証が困難な場合

コミュニケーション能力や業務習熟度が著しく低い対象者等においては、業務等に従事し最低賃金を保証すること自体が困難な場合があり、さらに障害者手帳も支給されないケースにおいては、企業としても雇用継続が困難な状況であります。一方で出社自体は可能であることから、適切な医師の診断も受けられず、対応に苦慮する場合がございます。

質問事項2 そのうち、行政（国・地方公共団体）が対応することが困難な課題とは何だと考えますか。

対象者が実際に経済活動を行い、そこから得た利益を源泉にご自身の生活の保障と納税義務を果たすのが本来のあるべき姿ではございますが、これらは、対象者が雇用され、かつ継続して就労することが前提であり、対象者の雇用を全て行政がまかなうのは現実的に困難であると考えております。

また、企業支援および対象者支援を行う管轄行政が異なる場合においては、組織体制上、対応が非常に煩雑かつ困難であるとの認識でございます。

質問事項3 休眠預金等活用法の理念を踏まえた場合、どのような手法で解決すべきと考えられますか。

①継続して出社が困難な対象者に対しては、企業側も雇用の継続が困難であると共に、対象者側にとっても、生活保護受給等が受けられずかつ給与も保証されない状況となり、ますます気力=就労意欲が削がれる結果となっております。そこで一定の就労に従事している対象者に対し、1・0で生活保護受給等を一律に止めるのではなく、一定の経済保障を行う仕組みがあれば、段階的に就労意欲を継続できるものと考えております。

②コミュニケーション能力や業務習熟度が著しく低い方に対しては、障害者手帳も支給されない中で、当社では個別で医師と連携し職場環境の改善に取り組んでおりますが、これらの活動は一般的には普及が難しいと考えており、企業側にとってもこれらの対応策を講じやすい支援制度等があれば、こういった活動が広がり、ひいては対象者の雇用と就労の安定に繋がるのではないかと考えております。

質問事項4 団体から見た活動の成果・社会的インパクトをどのように考えていますか。

現状、日本における労働人口の低下ならびに財政の社会保障負担の増加を考慮すると、働けない人が働けるよう支援する仕組み作りをさらに進めることが肝要であるとの認識です。よって、これらの活動がうまく普及し広く展開されれば、「働けない人への経済保障」から「働ける人（納税者）になるための社会的支援」へといった社会保障のパラダイムシフトに成りうると考えております。

【参考資料】：当社における EMD 会議資料抜粋

EMD (Employment Doctor) 会議 ISFnet Group

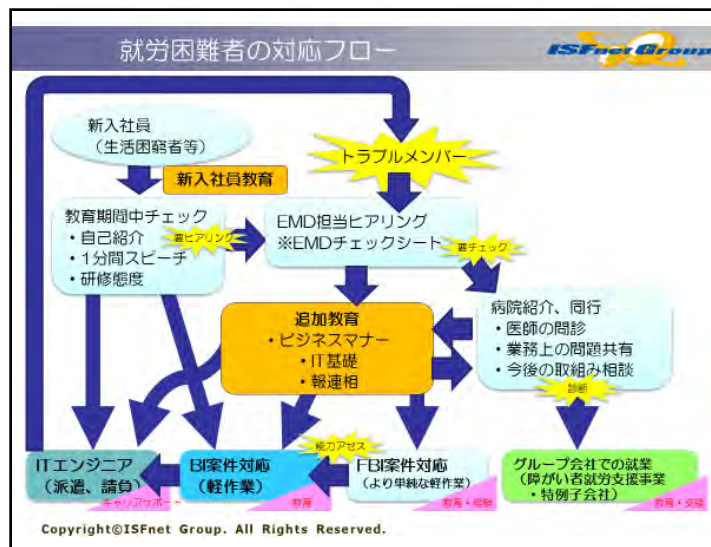
●通常の採用を行っている中で、業務継続が困難なメンバーの働く環境を考えることですべてのメンバーが働く事ができる環境をつくる

- 1.現在のメンバー状況を関係者にしっかり情報共有する
- 2.関係者からメンバーの活用方法に関して意見を頂く
- 3.会議から業務継続困難な方の可能性を見つける

◆対応種別

- ・BI作業（Base Infrastructure、軽作業）の対応
- ・FBI作業（Flow Base Infrastructure、より単純な軽作業）の対応
- ・通院対応
- ・グループ会社での就業

Copyright©ISFnet Group. All Rights Reserved.



以上

1 早期の出会いと個に合わせた発達支援を

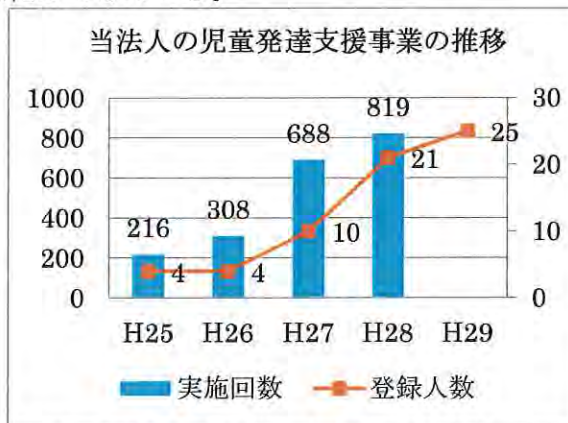
みやぎ発達障害サポートネットは、自閉症・発達障害のある本人と家族が、人格の尊厳を保たれ安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的に活動している。

今日、発達障害と診断される数は増加傾向（H24 文科省調査：通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒は約 6.5%）にある。仙台市の発達障害児童生徒数の推移（H29.2 仙台市特別支援教育推進プラン中間案資料）も、平成 19 年と比較すると平成 28 年は約 1.8 倍となっている。併せて、当法人児童発達支援事業（多機能型）や相談事業から見える一人一人のニーズは多様化してきている。

このような状況から、早い時期から個の特性に合った発達支援を受けると、本人の不安が和らぎ、自己肯定感を培い、社会適応が改善されていくと考える。そこで乳幼児期の発達支援の場と支援内容の充実があげられる。

発達障害児者を取り巻く環境整備を

様々な報道機関等の情報から発達障害の認知に広がりは見られるものの、一人一人の障害特性に合った支援となると十分とはいえない。子どもたちは、自分に自信がなかったり自己肯定感が低かったりしても、プラスのかかわりが増えることで自分らしく表現する姿が見られる。そこで、保護者を支えながら共に育てていく視点と個の特性に合った支援ができる支援者を育てていく視点が必要であり、支援者の人材不足は大きな課題と捉えている。



2 発達支援には長期的な視点を

10年間の活動を経て、これまでかかわってきた子どもたちは高校生に成長している。その過程で不登校になった事例では、1対1で話すことで安心して登校につながっている。自分の困り感を十分に伝えられない苦しさがあっても、10年間のかかわりから信頼感が生まれている。また、自分らしく生きる力は継続的な活動から育まれている。このように信頼関係を軸とした長期的な視点と長期的な支援が必要と考える。

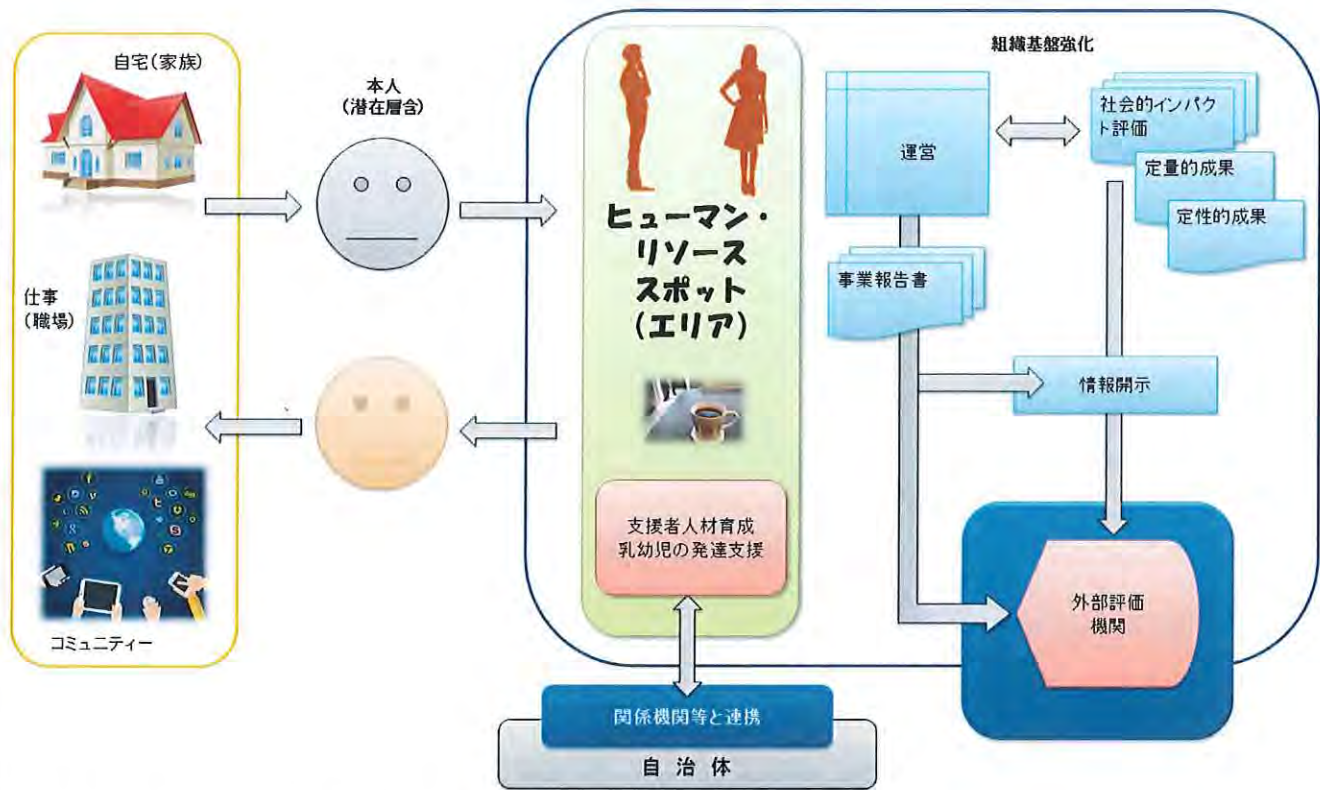
長期的な視点に立った発達支援を担う人材育成を

行政の施策等では、乳幼児健診などによる早期発見、早期の発達支援あるいは支援のための体制整備を取り上げており、発達障害に関わる各機関、団体等によるセミナーは年間を通して数多く開催されている。しかし、発達障害児が100人いれば100通りの個性があり、状況による支援はさらに細分化されるため、発達障害の特性を理解し、個に応じた支援を担う人材育成、特に乳幼児期の支援者育成は急務と捉える。多人数を対象にしたセミナー等に加え、少人数でも支援者が主体的に取り組み、スキルアップが図れる手だてを講じた育成が望まれる。

長期的な視点に立った成人期当事者支援を

当法人でかかわっている中・高校生は通常の学級に在籍している子どもが多く、自己理解、自己評価も進んでいる。就労による自立も可能なものと考えているが、福祉サービスを受ける障害者認定のはざまにいる。しかし、ピンチは突然にやってくるものである。そんな時、信頼関係の取れた自立を支える支援者と場所が必要になる。現在の自治体では、すぐに面談ができない、人事異動で担当者が替わるといった状況があり、不安を抱く当事者は右往左往することになる。そこで、成人期の学びの場としていつでも利用でき、信頼できる支援者が常駐しているといった条件を備えた場、「ヒューマン・リソーススポット（エリア）」（仮称）の設置が望まれる。このような場を利用することで、就労の定着化、納税できる人口増加、生活保護などの経費削減、孤独死や自死の縮小など社会的効果は大きいものと思われる。

高等支援学校や特別支援学校に在籍する子どもにとっても同じような場が必要となるだろう。現在は、本人発信でないと福祉サービスが受けられない窓口態勢の傾向が見られる。「ヒューマン・リソーススポット（エリア）」（仮称）は、働けるが本人のタイミングで話せないタイプ、生活全てに支援が必要なタイプ、できる・できないに波があるタイプなど個に合わせた状況に有効に働くものと考えられる。



3 事業化されたこと・されていないことへの活用を(前図参照)

大切な一人一人が活躍できる社会を願い、早期の発達支援の充実、継続した人材育成と「ヒューマン・リソーススポット(エリア)」(仮称)の立ち上げに活用する。中期計画3年～5年サイクルに合わせた継続的な手だて(場・時間・経費・人の投資)を講じ、信頼性(説明責任)と透明性をそなえた情報発信を実施する。

4 地域における真摯な活動、小規模団体等にも

自閉症・発達障害のある本人と家族支援を通しミッションへの理解と協力が得られたことは、ここ10年間の活動に寄せる信頼にある。自閉症・発達障害に関する問い合わせや相談が急増するだけでなく、共に共生社会に向けた貢献を進めたいとプロボノチームが立ち上がっている。また、次に記載した高校生の文は8年間という長期的な支援により、「自分を語る当事者」として自己表現できるまでの歩みが見られ、多くの反響が寄せられている。

これらの成果は、様々なツールを活用した情報開示によって得られている。事業や活動に価値判断が加わることは、組織として大きく成長することが期待でき、更なる波及効果も期待できるものとする。

自分は行動が遅い。時間の使い方が苦手だ。小さい頃から、自分はどのようにして他の人たちのようにできないのかと、ずっと悩んでいた。しかし、プリズムではそんな自分のペースに合わせてくれて、その中で先生や友達と話し、それが自分の短所なんだと分かってきた。それで落ち込むというよりは、なんとなく腑に落ちて、その上で出来る限り頑張ろうと思えた。

一方で、自分は時間を要する分、一つ一つのことを丁寧に処理することができるらしい。このことは、プリズムの中で、時間のかかる自分をむしろ肯定的に捉えてくれたからこそ、気付くことができたのだと思う。それで、なんとなく自分に自信が持てた。

プリズムに通い始めた頃は(その頃はまだ虹っ子だったが)、どうして自分がこのような場所に通っているのかもよく分からず、そんな中で多少面倒に思いながらも通っていた。だが、高校生になった今、改めて振り返ってみると、プリズムに通うのは月に数回で、生活の中心になってはいえないが、それでも、いやだからこそ、学校とは違う環境で、自分がどんな人間なのかが、通う度に少しずつ分かってきたような気がする。自分もプリズムに通い始めて8年くらい、その間には様々なことがあったが、プリズムという場所は、陰ながら自分を支えてくれていたようにも思える。

今は部活が忙しかったりして、グループのセッションに参加できないことも多いのだが、セッションの中で、グループのメンバーとは特別話すことはなくても、なんとなく安心できる。また、グループセッションを振り替えて個別でやったときには、自分の悩みや、将来のことについていろいろ相談できて、少しすっきりできる。プリズムはやはり今でも、自分のことを支えてくれているのだろう。(高2・Y児)



平成 29 年 7 月 12 日

(一社) 社会的包摂サポートセンター

1 優先的に解決すべき社会課題は「相談者が安心できる場がないこと」

※ホットラインへ寄せられる相談の現状から

- ・ 24 時間年中無休のフリーダイヤルに一日 3 万件、年間 1 千万件を超える電話が寄せられている
- ・ 「今死にたい」という電話窓口に 1 日 3000 件
- ・ 性暴力被害、セクシュアルマイノリティ支援、外国語（9 か国語対応）等の専門ラインにも 1 日 2700 件の架電
- ・ 利用者の 4 割は、相談できる人がなく、6 割は就労できていない
- ・ 相談できない人が一番大変。誰にも相談できない理由は？

① 悩みが複合的でコミュニケーションが苦手。自責の念がある

事例) 40 代男性：父親の介護のため都市部での仕事を辞めて実家に戻った。父親が老人ホームに入所。生活費を貰えなくなり兄の世話になっている。うつ症状が出ているが、医療費の無心もしづらく、引きこもっている。家を出たいが、生活保護などもってのほか、世間体が悪いと反対されてしまう。資格もないから仕事も自信がない。自分の判断だから仕方ないがこのまま生きていても意味ないのではと思ってしまう。

② 「露見の恐怖」が高く、地域では相談できない

事例) 20 代女性：父親に、レイプされたと打ち明けた時、「お前にスキがあるからだ」と責められた。加害者は父の会社の上司で、よく家に来る人。父が働けなくなるし学校にも行けなくなると我慢したのに責められた。母には「相手の言うなりになったから」、「家の恥」など酷いことを言われた。人に知られたら生きていけない。結婚を考える年齢になって、どうしたらいいのかすごく悩む。

③ 制度の対象にならない

事例) 30 代：自分は MtF でホルモン治療を受けている。交際男性がいて結婚を誓っているが、相手の両親が反対しており、関係がこじれて不安。自分の家族はセクシュアルマイノリティに偏見がある。疎遠。嫌な思い出ばかり。父は酒飲みで、暴力を振るう人だった。彼は長男として期待された跡継ぎ。相談にのってくれる人はいなくて辛い。

2 行政が対応することが困難な課題

① のような相談者の場合

→ 「自助グループ的な居場所」が効果的だが、障害者手帳のない相談者には中長期的な生活支援の制度はなく、「居場所」の運営は生活困窮者自立支援法の対象ともなっていない

② の場合

→ 性暴力被害 (DV 被害含む)



性暴力被害ワンストップセンターはあるが、急性期の対応が基本で中長期的なケアは自己負担しかない。DV 被害者支援も一時保護以降は生活保護以外支援制度はない。PTSD に悩む方が大半であり、ステップハウスのような長期シェルターでのケアが効果的だが、運営は数少ない民間支援団体に限られている

→セクシュアルマイノリティ

家族にすらカムアウトできない問題なので、相談窓口は民間団体含めて極めて少ない。「性同一性障害者」のみ特例法があるが、若年の同性愛者の自殺念慮の相談対応ではなく、DV 被害の一時保護もない

→広域避難者

福島県から他県に避難した場合、そのことを理由に差別される事例があり相談できない

③ について

→障害者手帳の要件に該当しない場合は使える制度が極めて少ない。また、外国語のサービスは、専門的な通訳の不足は深刻である（ホットラインから地方自治体に派遣している実態がある）

3 どのような手法で解決すべきか

→「課題」を良く知る当事者性の高い支援者による支援を整備し、
安心できる居場所（相談先）を提供する

① 人材育成→困難の体験者を支援者に育成する

② 匿名で語れる相談の提供

→「相談しにくい悩み」に対応して電話、SNS、チャットルームなどの相談を提供

③ 専門的なニーズに応える体制の提供

→例えば、多言語対応、性暴力被害者対応（複雑性 PTSD への理解）、セクシュアルマイノリティ対応（性的指向、性自認、GID 等への理解）、広域避難対応（災害救助法への理解）など

④ 対面の「自助的な居場所」の提供

→すぐに就労などの社会参加が困難な相談者に「回復の時間」を提供する

4 活動の成果等の考え方について

① 1年間の事業を第三者委員会にて評価いただいている

評価項目：電話数について、24時間稼働について、コーディネーター、相談員について、地域センターの仕組みについて、社会資源の発掘、地域ネットワーク化について、相談表管理システムについて、専門ラインについて、支援内容について、被災者支援ダイヤルについて、具体的な事業運営状況について

② 電話相談事業報告の公表

相談内容分析検討委員会を設置し、報告書の監修を実施している

③ シンポジウム等を開催し、広く相談実績等を公開している

休眠預金等活用審議会ヒアリング回答書

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長
赤石千衣子

質問事項 1

優先的に解決すべき社会課題

現在取り組んでいる活動内容から考えると以下のようなものである。

ただし、ひとり親家庭の親子に関しその他の問題もある。

- ① ひとり親世帯の子どもたちの教育費の不足（特に入学時の資金不足）
- ② シングルマザーの就労の困難
- ③ ひとり親世帯の社会的孤立
- ④ ひとり親世帯への確かな・かつ訴求力のある情報提供の不足

質問事項 2

①に関して分解すると

・行政ができること 就学援助の改善（漏給の解消、前倒し支給、額の拡充）／制服に関する改善
そのほか

・民間ができること 上記で漏れるような問題への対応 就学援助の不足額、制服交換会やリサイクルショップの推進、そのほか。最後の頼みの綱としての入学時のお祝金（給付金）事業（多額な資金＝H28年度当団体の資金は1100万円＝が必要、かつ減ることがなかなかなく、緊急性あり）

②シングルマザーの就労の困難

・行政ができること 就労支援制度の創設・運営 就労講習会、

・民間ができること 企業との連携による就労支援事業 企業の積極的な雇用を促す

③ひとり親世帯への社会的孤立

ひとり親世帯の孤立については「同じ立場の人と会ったことがなかった」等の言葉を多く聞く。

行政が居場所をつくり、(ほっとサロン等)、運営を民間に任せるべきではないか。(親しみやすい、柔軟な運営、仲間意識が育ちやすい)

④ ひとり親世帯への情報の不足

行政による チラシ作成、メルマガ等ができるがひとり親の視点が不足。

民間はネット社会で、フェイクニュースとは言えないが、「悲惨さを訴えPV数を稼ぐような情報に確かな情報が負ける」という状況が続いている。より確かで親しみやすく、サイトのアルゴリズムにも勝つ情報サイトの構築が必要。

質問 3

入学お祝金（給付金）等の事業については行政による政策の充実があるまでは10年程度は必要だろ

う（さらに 20 年になる可能性がある）。

そのほかの②③④については適宜活用がありうる。

質問 4

①入学お祝金について

365 人の子どもたちが入学時の資金提供を民間資金で受けることができた→親子のエンパワー、「この社会も捨てたものじゃない、がんばろう」→子どもたちの将来を切り開いていく力をつける、親もより相談できるところとつながり生活の困りごとの解決を図っていく
→→子どもの自立と社会での活躍、親の老後の生活の安定

②就労支援プログラムについて

非正規就労が多く、低賃金で長時間働くひとり親が多い
→→子どもが比較的小さいときに適切な就労支援プログラムを受けて正規就労あるいはより安定・報酬の高い仕事に就く
→→親のポジティブな取り組みによる子どもへの好影響、就労の安定による教育費の捻出がより容易になる、子どもとの時間がとりやすくなり子どもの暮らしが安定
→→子どもの自立と社会での活躍、親の老後の生活の安定

③ひとり親の社会的孤立

ひとり親が同じ立場の人と会ったことがなく孤立している
→→同じ立場の人と会う、あるいは複数の相談先を得る
→→精神状態が良好になり、問題解決力と情報を得て、就労や子育ての問題解決
→→子どもたちの健全な育ち、母の心身の健康の向上、就労や子育ての質が向上
→→子どもの自立と社会での活躍、親の老後の生活の安定

④ひとり親世帯への確かな訴求力のある情報の不足

→→適切な情報提供による、エンパワーと就労、相談、そのほかへつながることができる
→→子どもたちの健全な育ち、母の心身の健康の向上、就労や子育ての質が向上
→→子どもの自立と社会での活躍、親の老後の生活の安定

2017 年 7 月 3 日

休眠預金の使用用途に関する案

特定非営利活動法人

自立支援センターふるさとの会

理事 秋山雅彦

質問事項 1 貴団体の活動（研究・資金提供・中間支援）を通じ、何が優先的に解決すべき社会課題と考えますか。

➡住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、被災者、低額所得者など）への入居支援と空き家活用

質問事項 2 そのうち、行政（国・地方公共団体）が対応することが困難な課題とは何だと考えますか。

➡住宅セーフティネット法の整備により、住宅確保要配慮者への入居を拒まない住宅が登録されるが、入居希望者本人の心身の状態・リズムに合わせた賃貸借契約前の「体験入居」等の「お試し期間」の設定

質問事項 3 休眠預金等活用法の理念を踏まえた場合、どのような手法で解決すべきと考えられますか。

➡「お試し期間」の日割り賃料を家主へ実費弁償する、または概ね 3 か月間等の期間を区切って「家賃保証（助成）」を行う。

質問事項 4 団体から見た活動の成果・社会的インパクトをどのように考えていますか。

➡住宅確保要配慮者への入居制限解消、住宅セーフティネット法による居住支援とその隙間となる「お試し期間」の家賃保証で、空き家・空き室に悩む不動産所有者の安心感につながり、空き家活用が促進される。

提案理由

①住宅セーフティネット法で整備されるのは、

- 1、住宅確保要配慮者の定義
- 2、入居を拒まない賃貸住宅の登録
- 3、入居支援を行う「居住支援法人」の指定および相談、家賃債務保証を行う
- 4、独立行政法人住宅金融支援機構による登録住宅の改良に必要な資金の貸付け及び家賃債務保証保険契約に係る保険を行う

であるが高齢者や障害者等が転居に伴い、生活環境の変化「リロケーション・ダメージ」（認知症を患う高齢者が、施設入所などの大きな環境の変化に適応出来ず、錯乱状態に陥り、不穏、不眠、介護拒否などを起こす事）を緩和するための対応がなされておらず、

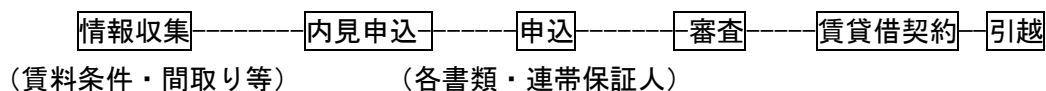
心身の状態が不安定となる可能性もあり、スムーズな賃貸借契約に結び付かないことが懸念される。

そこで、障害者総合支援法 共同生活援助（グループホーム）における通過型施設借上費（都加算）では利用者が退去した居室の家賃、更新料および礼金を退去した日から3か月を経過した日の属する月の末日まで補助する制度、「体験入所・お試し期間」を取り入れることで、現に入所希望者と福祉事業者の安心感につながり精神科病院等からの地域生活移行が促進されている。

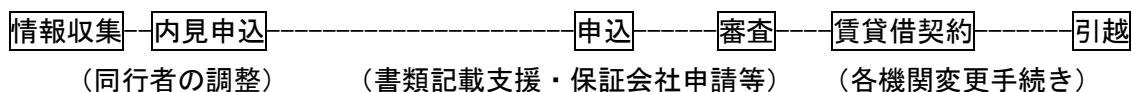
これらを参考に要配慮者への入居を拒まない賃貸住宅へも「お試し期間」の設定を望む。

- ②「お試し期間」の設定は、要配慮者へ居住支援法人がサポートする情報提供、相談、見守り等業務外となる、通常賃貸借契約へ至る手続き・期間とは違う「時間的配慮」が必要であると考えられる。その時間的配慮は一方で、家主側の待機時間・空室期間となり経済的損失を招き、結果として要配慮者への入居を嫌がるようになる。

通常の賃貸借契約へ至る手続き・期間（申込から2～3週間以内）



要配慮者の手続き・期間（申込する前段階から様々なサポートが必要で1か月以上かかる）



「お試し期間」

- ※家主側は申込が入ってから契約に至る期間中に修繕・クリーニングを入れることもある。また申込を入れると仲介事業者は募集広告を止めるため、申込後のキャンセルは嫌がる。要配慮者の生活環境を変化するときの意思決定プロセスも考慮しなければならない。

【参考法令】第193回国会 4月26日公布

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

以上